

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中野支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 3813  
17年12月15日(金)  
・Fax 095-828-1953

## ドイツの「執念」と 日本国憲法の改悪

おはようございます。

改憲・安倍内閣がスタートして、臨時国会が終わった。改憲では年明けにも国会でも動きが出るだろう。

二国同盟で第二次世界大戦を戦った日・独・伊の三国は、戦後、国の体制や憲法などを変えた。いわゆる「おしつけ憲法」を受けた国だ。この現状を見る。

戦前のイタリアは王国で、政治はムッソリーニのファシスト党の一人独裁だった。戦争は、一九四三年九月八日に無条件降伏をする。

国王の命で、憲法会議が召集され、君主制が共和国かの選挙も行われ、共和国派が多数を占め、一九四八年、新憲法が施行され、王国から共和国と変わる。

新憲法は国民主権と共和制を国の基本として、現在の西的民主制憲法の典型とされるものだ。その第一、イタリアは労働を基礎に置く民主的共和国であり、主権は人民に置く」と明記される。



軍隊と戦争条項では、十一條で「イタリア国は国際紛争を解決する方法として戦争を否認する」とある。イタリアは戦後、王政を廃止し、国旗・国歌を変えて、憲法でも非戦

の国を再生した。

ドイツは一九一九年、第一次世界大戦の敗北で、王政も廃止され、ワイマル憲法の民主国家となる。当時としては最高の平和憲法であったがその背景としては、戦争末期の社会主義革命の結果であった。しかしその後、ナチスの登場で「全権委任法」が作られ、事実上、この平和憲法は骨抜きとされ、第二次世界大戦へと突入する。

独はヒトラーの自殺で、一九四五年五月八日に無条件降伏を受け、英米仏露の占領支配を受け、東西の分裂国家となる。一九四八年一月に西ドイツに憲法づくりの議会が召集され、一九四九年昭和(一四年)五月八日に憲法案が可決される。

日付の偶然といえはそうだが、降伏した日と新憲法可決の日が同じであることに重さがある。ナチ帝国の独裁者「ヒトラー」の永遠の決別を決意する新国家「共和国」の強い意思だ。

さらにこの法の第八七条、「軍隊の設置、出動」で、連邦は防衛のための軍隊を設置する、軍は防衛のための出動のみ行う、となってい

る。ナチズム否定、非戦はいまも続く。



二番目が日本である。

日本は一九四五年(昭和二十)九月二日に無条件降伏の調印をして、それ以降七年間連合国軍の統治を受け、一九五一年(昭和二六)にサンフランシスコ平和条約締結で戦争状態の終結となった。

戦後の新憲法発足までの経過では、敗戦の翌年の正月に天皇の人間宣言が行われ、三月に政府が憲法改正草案を発表し、六月に枢密院が憲法案を可決し、一九四六年十一月二日に新憲法が公布される。

この新憲法九条は、戦争の放棄と、軍隊の不保持である。戦争否認の文言はイタリア憲法とほぼ同じである。また自衛のため軍の出動を定めるドイツの憲法とも同じである。

独・伊とも軍はある。しかし日本ではその名の通り自衛隊であり、軍隊ではないとされる。安倍首相は九条に自衛隊を明記するといふ。しかし、

改憲したとしても、同じ九条にいう戦争の放棄とはどういう整合性となるのだろうか。

改憲派が目指すものは、九条だけではない。日本国憲法は、形は立憲主義の共和国型だが、第一条が「天皇」という君主型の憲法である。また現行の主権在民を、立憲君主制の天皇主権へと変える意図もあるといわれる。これは国の基本中の基本、土台の主権にかかわるものである。絶対に譲れない。

また、現在、二年前に強行された安保法などでは、集団的自衛権(アメリカとともに海外で戦争をする)が、自衛のための防衛発動であるはずがなく、違憲であることは明白である。



現憲法下でも、自衛隊の海外派兵が行われており、しかも、戦闘行為(事実上の戦争)がともなう地域への派遣は「行わない」とされるが、派兵は常態化している。

九条改憲としての憲法改正は、次第に国会での発議と国民投票の実施が現実味を帯び

てきた。世界でも光り輝く戦争放棄条項をもつ日本国憲法の今後は、世界の注目の的である。

同じ敗戦国でも、ドイツは戦争加害の事実を直撃に反省し、ナチス時代には戻らないという固い決意で、憲法や法律に縛りをかけていることで世界から高い評価を受けている。

ここで、同じ二国同盟で戦争をした日本が、アジア侵略はなかったとして、居直る姿は、歴史の修正主義として、海外の批判を受けている。これはサンフランシスコ平和条約で国際社会へ復帰した「約束」にも違反し、誤っている。

改憲派の目的は九条の文言改悪だけでなく、その後にあるアジア危機での軍事的対応「戦争をする国」づくりの一環でもある。私たちは日本国民として、戦争をしない国と国民という決意で、憲法を守る人でありたいと願うし、たたかいたい。

資料の出典は、「世界憲法集」(岩波書店、1982年第4版と2012年2版から)。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。 期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。 めげせ、均等待遇、なくそう差別！ ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！